

手数料に関する規則の一部改正について

1 手数料に関する規則（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（担保管理事務手数料） 第3条（略） 2 前項の担保管理事務手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。 （1）・（2）（略） （3） 当該 DVP 参加者の担保指定証券に含まれる利付国債の利子支払期日が到来した場合に当社が行う<u>利子配分先変更</u>につき、当社が日本銀行に対して支払う日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）利用に関する手数料に相当する金額</p>	<p>（担保管理事務手数料） 第3条（略） 2 前項の担保管理事務手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。 （1）・（2）（略） （3） 当該 DVP 参加者の担保指定証券に含まれる利付国債の利子支払期日が到来した場合に当社が行う<u>当期利払口への振替</u>につき、当社が日本銀行に対して支払う日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）利用に関する手数料に相当する金額</p>

2 附 則

- 1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成27年10月14日以後の当社が定める日から施行する。